

日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和8年6月24日（水）13：00～14：00

場 所：日本薬剤師会 第一会議室

出席者：岩月会長、上野専務理事

内容・提出資料：

冒頭、岩月会長より、先週6月16日から19日まで、ドイツ薬剤師団体連合会のベルリン本部にて開催された、World Pharmacy Council（以下「WPC」）の年次会議に出席したことが報告された。本会は、本年1月よりWPCに加盟、6月現在、15か国が加盟しており、今回は14か国の加盟団体等が参加した。各国の課題を共有し、解決の糸口を見つけることを目的にした会議となった。ワクチン接種や、オンライン薬局の台頭、医薬品の供給不安や人手不足などがテーマとして扱われ、GLP-1 受容体作動薬の適正使用についても話題に上った。来年は6月にオーストラリア・シドニーで開催予定である。

1. GLP-1 受容体作動薬及びGIP/GLP-1 受容体作動薬の適正使用について

（令和8年6月16日 日薬情発第50号）

岩月会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

昨今、GLP-1 受容体作動薬及びGIP/GLP-1 受容体作動薬については、一部の医療機関等において、2型糖尿病及び肥満症の治療目的以外の美容や痩身を目的に使用されている実態があることが確認されている。厚労省より、承認された効能・効果や用法・用量の範囲ではない適応外での使用による安全性及び有効性は確認されておらず、思わぬ有害事象による健康被害につながるおそれがあることから、医療機関及び薬局に対し、本剤の適正使用のための対応、また、適応外使用が明らかな場合を含め、必要に応じて副作用等報告を行うよう要請があった。薬局においては、処方箋の疑義については処方医に確認する等、すでに対応しているが、本剤の適正使用が引き続き徹底されるよう、都道府県薬剤師会を通じて会員に周知したところである。

2. 令和8年度日本薬剤師会学校薬剤師賞の授賞および同学校薬剤師活動協力者感謝状の贈呈について（令和8年6月23日 日薬発第94号）

岩月会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

6月23日に行われた本会選考委員会の慎重審議の結果、日本薬剤師会学校薬剤師賞授賞者6名、同学校薬剤師活動協力者感謝状贈呈者12名が決定した。表彰式は、11月19日に予定されている、第76回全国学校薬剤師大会開会式(名古屋市)と併せて執り行う予定である。

3. 令和8年度「薬と健康の週間」の実施について（令和8年6月17日 日薬業発第112号）

上野専務理事より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

同週間は、医薬品及び薬剤師等の専門家の役割に関する正しい認識を広く国民に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的として実施されている。本年度も厚労省医薬局長より通知されたため、都道府県薬剤師会を通じて会員に周知したところである。5月1日に施行された「指定濫用防止医薬品」の適切な使用についても記載がある。本会としても実施要項に合わせた対応を進めていく予定である。

4. 令和8年度第2回都道府県会長協議会の開催について

上野専務理事より、今年度2回目となる都道府県会長協議会が、7月22日（水）13時30分より開催される旨、案内された。

主な質疑応答は以下のとおり。

【GLP-1受容体作動薬及びGIP/GLP-1受容体作動薬について】

記者：本剤の自由診療の処方箋については、薬局の対応としては、痩身目的かどうかご本人に確認することになるか。

岩月会長：明らかに痩せている方が処方箋をお持ちになった場合、お尋ねしても明確な返答が無いなど、薬剤師としての気づきがあれば疑義照会を行っている。今後も引き続き、適正使用が徹底されるよう会員に周知していきたい。

【日本保険薬局協会、日本チェーンドラッグストア協会との協議の場について】

記者：日本チェーンドラッグストア協会、日本保険薬局協会が、調剤報酬改定に向けた日薬との協議の場の設置を希望されているが、設置についてはいかがか。

岩月会長：三木田前会長、塚本会長とは、改定の直前ではなく、早い段階からお互いの意向を確認するのは有意義というお話はさせていただいた。具体的な段取りなどは、まだ進んでいない状況である。

【6月23日付、厚労省事務連絡：保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止について】

記者：調剤ポイントの通知について見解はいかがか。

岩月会長：特に解釈が変わったということではなく、これまでの取扱いを改めて周知するものと理解している。

記者：保険薬局が高齢者施設等からの金品等の要求に応ずること又は保険薬局が高齢者施設等に金品等を提供することについて、患者の紹介の対価であることを否定できない場合は、患者を紹介する対価としての経済上の利益の提供に該当するものであることが明確化された。受け止め、また、貴会として厚労省への要望など対応はいかがか。

岩月会長：需要者の薬局の選択権を狭めることになっているのであれば問題であり、是正されなければならない。

上野専務理事：有料老人ホーム等の施設側に対しても実効性を持った形で対応されるように、厚労省に要望を継続している。具体的に老健局作成の指針になるのかなどは現時点では不明であるが、関係者が明確に理解できるよう要望したい。

次回の定例記者会見は、令和8年7月8日（水）13：00～を予定。